

2019年8月

受益者の皆さまへ

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

## トヨタグループ・バランスファンド 「信用リスク集中回避のための投資制限」に対応するための 信託約款変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご投資いただいておりますトヨタグループ・バランスファンド（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、下記の通り信託約款の変更を行いますのでお知らせいたします。

なお、当ファンドの運用の基本方針、運用体制等につきまして、実質的な変更はありません。

本お知らせに関しまして、受益者の皆さまのお手続きは不要です。今後とも当ファンドをご愛顧くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

### 1. 変更内容

一般社団法人投資信託協会規則の「信用リスク集中回避のための投資制限」を受け、同規則で規定される「特化型運用」の投資制限に適合させるため、信託約款の変更を行います。また、併せて関連条項の整備を行うための信託約款の変更を行います。

なお、ファンドは従来から変更後の制限内で運用が行われており、この信託約款の変更によって商品としての基本的な性格に変更はありません。

## <信託約款の変更（要旨）>

（「運用の基本方針」中「投資制限」）

変更前（2019年8月8日以前）	変更後（2019年8月9日以降）
同一発行体の株式ならびに社債等への実質投資割合は、合計で信託財産の純資産総額の35%以下とします。	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者 <sup>*1</sup> に対するエクスポージャー <sup>*2</sup> の信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

\*1「一の者」とは、同一発行体のことを指します。

\*2「エクスポージャー」とは、保有する資産等の割合のことをいいます。

## 2. 変更理由

法令および一般社団法人投資信託協会規則に基づくものです。

## 3. 変更日

2019年8月9日

以上

### <本件に関するお問い合わせ>

三井住友DSアセットマネジメント フリーダイヤル **0120-88-2976**

[受付時間] 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）

### <お客さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ>

お取引先の販売会社にお問い合わせください。